

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

守口市長 瀬野 憲一

「2025 年度自治体キャラバン行動」に関する 申し入れと懇談への対応のお願い

令和7年6月19日付で要請のありましたみだしのことについて、次のとおり回答いたします。

記

1. 職員問題

①大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり（全国平均 20%）、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。

（回答：人事課）

正規職員の職員数及び人員の配置については、行政ニーズを踏まえつつ、住民サービスの低下をまねかないよう、また、緊急時や災害の際にも迅速かつ的確に対応できるよう、適切な人員体制を引き続き継続してまいります。

②大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

（回答：人事課）

管理職のジェンダーバランスの偏りについては、過去に女性職員の採用数が少なかったことや昇任試験の受験者が少なかったことが影響しています。

現在は、昇任試験制度等のあり方を見直し、能力のある女性職員を積極的に管理職に登用しており、今後も継続して女性活躍の推進を行ってまいります。

③大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケットなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読め

ない書けない外国人のために役所及区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。
現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること

（回答：人事課）

本市では英語を話すことが出来る職員が6人いる他、来庁者が話される言語によっては大阪府国際交流財団等の他機関とも連携をしながら、対応しています。しかしながら、全ての言語に対応した職員を配置することは困難ですので、窓口において職員が丁寧に説明すること、外国語対応が必要な来庁者への説明は、「やさしい日本語」を用いるよう心掛けています。

2. こども・ひとり親等貧困対策及び子育て支援について

①2023 年度大阪府子どもの生活実態調査報告で 2016 年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず困窮Ⅰ世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態となっている。公立大学により「総合考察」もふまえ以下について要望する。

イ、就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請を取り入れること。

（回答：教育総務課）

就学援助制度については、申請についてのお知らせを市広報、ホームページへ掲載し、学校を通して全保護者へ申請用紙一式をカラー版にて配布し、周知しています。

その際、記入例を添付するなど、記入しやすい工夫や、申請様式の簡素化に努めております。

また、オンライン申請については、現在、実施に向け検討しているところです。

ロ、中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており中学入学準備のためとの分析がされている。入学準備金については国基準に上乗せして支給額を増やし、支給日も2月初旬とすること。

（回答：教育総務課）

支給額については、国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価を基に、支給上限額を定めており、新入学児童・生徒の学用品費については、令和6年度に国の予算単価に合わせ増額しています。

また、さまざまな事情を抱える対象者の方にも対応できるよう、申請受付期間を2月下旬までとしていることから、本市では、援助費の支給時期を9月下旬、12月下旬、3月下旬の年3回としています。

入学準備金については、市内中学校へ進学される児童を対象としており、進学状況を確認したうえでの支給のため、3月下旬の支給としています。

ハ、朝ごはんを食べていない子どもたちの実態が指摘されている。学校を使って地域の子ども食堂やNPO 組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。

（回答：学校教育課）

引き続き、関係機関及び関連団体と連携し対応してまいります。現時点において、学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化することについては検討しておりません。

二、大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。

（回答：子育て支援政策課）

本市の自立相談支援機関（くらしサポートセンター守口）において、地域のこども食堂への後方支援を担っているところであり、本市としては同機関に対し、国、府、市民から寄せられた情報をつなぐなど、適切に連携し、支援を図っています。

ホ、ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等は無償提供して協力すること。またチラシなどの困窮者支援や母子支援窓口で配架協力を行うこと。

（回答：教育総務課）

学校施設の目的外使用については、団体登録を行う必要があり、その際、活動内容等を確認のうえ、登録可否及び減免基準の適用有無を判断します。実際の使用にあたっては、学校施設目的外使用申請書を提出いただき、学校の使用予定、他団体の状況を勘案して使用可否を判断いたします。なお、衛生上課題もあり、調理室などを目的外使用で貸し出すことはできず、飲食についても使用場所や目的等を各学校及び教育委員会と相談いただき、個別に判断する必要があると考えます。

（回答：生活福祉課）

フードバンク等に関するチラシを生活困窮者支援の窓口で配架することについては、既に実施しております。

ヘ、児童扶養手当の申請時及び 8 月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DV に関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度（生活保護のしおりや奨学金情報等）の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

（回答：子育て支援政策課）

児童扶養手当の申請時及び現況届提出時においては、ひとり親家庭等の置かれている状況や社会的背景、課題などを考慮し、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないように十分に配慮したうえで引き続き適正に手当を支給してまいります。

また、他の制度（生活保護のしおりや奨学金制度情報等）については必要に応じて紹介してまいります。

なお、外国語については、翻訳機器を使用することで対応しております。

②こども家庭庁調査によると 2024 年度の子ども医療費助成の窓口負担ゼロ市町村は 73%で、2025 年度はさらに増える見込みであり、大阪府内市町村は後進自治体といっても過言ではない。ついては子ども医療費及びひとり親医療費助成制度の窓口負担を早急に無料とすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

（回答：子育て支援政策課）

医療費助成制度における窓口負担の無償化や妊産婦医療費助成制度を実施する予定はありませんが、すでに子どもの入院時食事療養費は、全額助成対象としており、また、子ども医療費助成制度においては、平成27年4月に所得制限を撤廃し、さらに令和4年1月に対象を18歳まで拡充し、更なる子育て世帯の負担軽減を図っています。

③小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

（回答：保健給食課）

学校給食費につきましては、子育て支援を始めとする未来への投資促進として、保護者の子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、令和5年8月から市立小学校及び市立義務教育学校前期課程における学校給食費の恒久的な無償化を行っております。

また、中学校等については、全員喫食方式の中学校給食の実施に向け、令和7年3月に策定した「守口市立中学校等給食実施方針」に基づく取組みを進めております。一方で、給食費無償化については、財政状況等を勘案し、慎重に検討を進めてまいります。

（回答：こども施設課）

認定こども園、保育所及び幼稚園の副食費につきましては、市独自の取組として、保護者が負担する費用の軽減を図るため、守口市認定こども園等給食費補助金により副食費相当額についての補助を行っています。

④学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。

（回答：保健給食課）

学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒については、養護教諭が学級担任と連携して、受診勧奨を行っております。スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員などの第三者による付き添い受診については研究してまいります。

⑤児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

（回答：保健給食課）

児童・生徒の口腔内の健康については、必要に応じて学校に周知してまいります。なお、フッ化物洗口については、現在、実施の予定はありません。

⑥障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

（回答：障がい福祉課）

一般歯科医院では対応が困難な障がいのある方のため、障がい者（児）歯科検診等を市民保健センターで実施しています。

また、その他の障がい者歯科診療施設については、手帳取得時に配っている「障がい福祉のしおり」に掲載しており、市ホームページでも公表しているため、新たにリーフレットを作成することは考えておりません。

⑦最新の給付型奨学金を網羅したパンフレットを作成すること。その際には大阪市の奨学金パンフレットを参考とし、こどもたちの教育費によって貧困に陥らないよう最善の配慮を行うこと。さらには自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

（回答：教育総務課）

大阪府のホームページにおいて、主要な奨学金制度が集約されていることから、本市独自のパンフレットの作成は検討しておりません。

また、給付型奨学金制度については、国・府において実施されていることから、本市が独自に同様の制度を創設することについては検討しておりません。

⑧公営住宅（府営住宅以外）の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

（回答：住宅まちづくり課）

令和7年6月末時点の守口市営住宅の管理戸数は670戸、そのうち空き室は311戸です。現在、耐震性が不足している市営住宅からの住み替えに係る取組の中で、他の市営住宅の空き室を活用しているところであり、空き室の目的外使用は予定しておりません。

⑨保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。

（回答：人事課）

本市職員の保育士等のための同制度の導入予定はありません。

（回答：子育て支援政策課・こども施設課）

保育士確保の取組については、市内教育・保育施設に勤務する保育士等に対し、守口市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金による家賃補助を実施しています。また、保育士、放課後児童支援員に限らず、奨学金返還支援制度を設けている市内中小事業者等に勤務する市民に対し、市内事業者とともに守口市奨学金返還助成金による奨学金の返還支援を実施しています。

（回答：地域振興課）

奨学金返還支援制度を設けている市内中小事業者等に勤務する市民に対し、市内事業者とともに守口市奨学金返還助成金による奨学金の返還支援を実施しています。

⑩役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設で、Wi-Fi にアクセスできるようにすること。

（回答：総務課）

市役所では、コンビニ、本館 1 階ロビーの情報発信スペース、3 階の子育て支援政策課及び地域福祉課、5 階の地域振興課及び会議室（会議室 103 から会議室 106 まで）において、フリーWi-Fi にアクセスできるようにしています。

（回答：健康推進課）

保健センター 1 階の南部コミュニティセンターにどなたでもご利用していただけるフリーWi-Fi を設置しています。

（回答：コミュニティ推進課）

現在、コミュニティセンター 8 館において、指定管理者によりフリーWi-Fi を設置しておりますが、一部の施設においては未設置となっていることから、次回の指定管理選定時にフリーWi-Fi の設置を要件とする等、検討してまいります。

（回答：生涯学習・スポーツ振興課）

フリーWi-Fi を設置に至っていない施設につきましては、施設の設置目的や利用者ニーズを鑑みて判断してまいります。

⑪大阪・関西万博の会場夢洲は、下水汚泥など 96 万トンが埋め立てられた人工島であり、メタン、硫化水素、一酸化炭素などの有毒ガスが毎日約 3 トンも発生している。昨年 3 月 28 日の会場建設工事現場におけるガス爆発事故は、夢洲がいかに危険で、大規模イベントの開催地としては不適格であることを証明した。事故後、万博当局は 80 数本の「ガス抜き管」の設置、マンホールに穴をあけるなどの「対策」を行ったが、夢洲の地中のいたるところから発生するガスをコントロールすることはできず、今年 4 月のテストランの際に、爆発事故現場に近いマンホールが爆発基準値を超えるメタンガスが検出され、万博当局はマンホール部分をフェンスで囲い、マンホールのふたを開けてガスを会場内に「拡散」させる対応を行った。多くの来場者が行き交う会場内に有毒ガスを「拡散」させることで、仮に爆発の危険が回避されたとしても、来場者が一酸化炭素や硫化水素などの有毒ガスに曝露させられる状況が作り出されている。また、開幕前に万博当局が「検討する」としていた「有毒ガスの濃度を毎日測定し結果を公表する」対応も実施されていない。

このような危険な状況が放置される中、府下の小中高校生などの「招待事業」が強行されている。4 月に「招待事業」に参加した学校からは、ひたすら歩いてリングに上ったことしか子どもたちの印象に残らず教育的意義が見いだせない、会場が広く、風も強く、人も多くて、一般の方に子どもたちがついていきそうになった、いったんリングに上がると数百メートル歩かないと降り口がなく困った、水筒の水補給に長蛇の列、パピリオンの人数制限によりクラス全員で見学できず別の展示を見るグループを作らざるを得なかった、渋滞で到着が遅れ、バス内でおもらしする子が出た、予定が遅れて昼食時間が 10 分しかなかった、ガス抜き管やマンホール近くを通らざるを得ず強く不安を感じたなどの声が上がって

いる。

5月以降気温が上昇し、陰がほとんどない万博会場において熱中症で倒れる子どもたちが多数出ることが予想される。

また、「招待事業」として参加した学校の児童生徒が、当日体調が悪くなり、救護所を利用した際に「20分しか利用できない」と救護所から通告され、20分を超えると退室させられて、やむを得ず体調が回復しない子を日陰のベンチを探して休ませる事態も生じている。子どもたちの命・安全がないがしろにされ、教育的意義も見いだせない「招待事業」に学校行事としての参加を中止すること。「招待事業」に学校行事としての参加を中止しないのであれば、日陰を増やす、体調不良の来場者の救護所利用の時間制限を撤廃し、その方の体調が回復するまで救護所が利用できるように救護の体制強化を万博協会、万博推進局に要望すること。

（回答：学校教育課）

万博は守口の子どもたちにとって、未来社会の先進的な技術やサービスに直接触れることで、将来の夢や希望を感じとってもらえる貴重な機会であると考えております。

子ども達が安全・安心に万博を体験できる環境の整備について、大阪府都市教育長協議会を通じて府教育庁へ要望しておりますが、引き続き必要な情報を収集し、子どもたちの思い出に残る学校行事として、安全に楽しく万博を訪れることができるよう努めてまいります。

3. 医療・公衆衛生

①国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化（マイナ保険証の方針に基づき、昨年12月2日より、現行の健康保険証が廃止された（1年の経過措置あり）。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常の多忙な業務に加え、10月の更新作業に向けたマイナ保険証を持っていない方への「資格確認書」などの発行作業や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応が自治体に求められている。以上の状況を踏まえて以下のことを要望する。

イ、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。

ロ、渋谷区や世田谷区では煩雑な「資格確認書」発行業務を簡素化するために、マイナ保険証を持っている方も含めて、全ての方に「資格確認書」を発行する。貴自治体においても自体対業務の簡素化上国民健康保険加入者の受診時のトラブル解消のためにも全ての加入者に「資格確認書」の発行を求める。

（回答：保険課）

被保険者証については、法改正により令和6年12月2日以降、新規の発行が廃止されたところです。

今後は、法令や国等からの通知に基づき、適切に資格確認書の交付を行っていきます。

②新型コロナウイルス感染症が5類の扱いとなったが未だに感染者は後を絶たない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加に傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの

感染症対策の構築が求められている。新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。

（回答：人事課）

保健所は大阪府が設置しているため、市の管轄事項ではありません。

③政府は入院医療を抑制し、在宅（介護施設）へのシフトを強固に進めている。一方で昨年の介護保険報酬の改定は訪問介護事業継続を刷地に追い込む内容で、事業所閉鎖も相次いでいる。介護事業の崩壊は在宅医療にも大きく影響する。詳しい要望は「6、介護保険・高齢者施策」に掲載する。

④PFAS の実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに各市町村が実施する PFAS 対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS 相談窓口」を設置し周知徹底すること。

（回答：健康推進課）

有機フッ素化合物（PFAS）について、2023 年に実施した市民団体グループによる摂津市の住民血液検査の結果が公表され、7 割近くから米国指針値を上回る PFAS が検出されたことから、大手空調メーカー（摂津市）は健康被害への懸念などに対する近隣住民の連絡窓口を近く設置すると明らかにされました。

本市につきましては、本市の水道水は国の定める暫定目標値を十分に下回っており安全性は確保されていること、また、PFAS の健康への影響については国際的に整合性のとれた評価が確立されていないことから、現時点では血液検査の実施や費用助成、相談窓口の設置は考えておりません。

4. 国民健康保険

①2025 年度大阪府統一国保料は 2004 年度より若干下がったものの 2023 年度統一保険料レベルでしかなく、一人当統一保険料でみると 2018 年度 132,687 円から 2025 年度 162,161 円へと 22.2%ものアップとなっている。そのため各自治体の国保料の収納率も年々下がっており、納付金分を集めきれない状況となり、2023 年度各市町村単年度赤字は 37 自治体にも及んでいる。各市町村は統一の問題点を強く大阪府に強く意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。

（回答：保険課）

本市は、国保財政の安定化を前提に、府内市町村の被保険者間の負担の公平化を目指す広域化は、意義あるものと考えています。また、財政調整基金については、大阪府国民健康保険運営方針において、保険料率の引下げを目的とする繰出しは行わない等の取扱いが定められており、市独自に保険料を引き下げることは考えていません。

②18 歳までの子どもの均等割を無料にし傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

（回答：保険課）

子どもに係る均等割保険料の軽減については、大阪府市長会を通じて要望しています。また、傷病手当の制度については、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議等において、必要に応じて議論されるものと認識しています。

減免制度の周知については、当初賦課の通知の際にチラシを同封しています。

各種申請書は、既に市ホームページにアップロードしています。

また、国民健康保険加入届など国民健康保険に関する 24 の手続きについて、オンライン申請に対応しています。

③2025 年 10 月の保険証切り替え時には後期高齢者医療制度と同様に被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。

（回答：保険課）

法令や国等からの通知に基づき、適切に資格確認書の交付を行っていきます。

④被用者保険への適用拡大による被保険者減、子ども子育て新制度分の納付金など、国保の給付とは関係ないにも関わらず保険料値上げを招いており、国の政策のもとでの国保料の値上げは理不尽である。国庫負担増を強く国に要請すること。

（回答：保険課）

国民健康保険制度が今後とも安定的に維持される制度となるよう、国に対して、国庫負担金の負担率の引上げや必要な財政支援等について、大阪府市長会等を通じて要望しています。

⑤国民健康保険料の決定通知・納付書・国保のしおり等の外国語対応をすること。

（回答：保険課）

外国語版の国民健康保険制度に関するパンフレットを窓口に配架しています。また、来庁された外国人の方については、タブレットや翻訳アプリ等で対応しています。

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

①特定健診・がん検診については、全国平均（2022 年度 37.5%）と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診やがん検診など市民健診の案内については多言語での対応をすること。

（回答：健康推進課）

本市ではこれまでから特定健診は市民保健センターにおいて集団健診で実施しており、特定健診と同時に肺や前立腺、子宮頸がん検診を受診していただくことができるよう工夫を行ってまいりました。ま

た、対象となる方への個別案内通知の送付や、健康カレンダー・広報・ホームページ等での周知を通して受診勧奨に努めております。

令和6年度からは、受診機会拡充の取組みとして、守口市国民健康保険加入者を対象とした特定健診と歯科健診を守口市協力医療機関で実施しております。

特定健診・市民健診の外国語対応について、ホームページまた、電話・WEB 予約時にその旨を引き続き周知してまいります。

②大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。

（回答：健康推進課）

成人歯科健診については、15歳以上の全市民を対象に無料で集団健診を実施し、幅広く受診できるように努めています。

また、令和6年度より、守口国保加入者の特定健診対象者には、守口市協力歯科医療機関での個別歯科健診を実施しています。

在宅患者には、訪問歯科健診・口腔衛生指導を実施し、障がい者には、障がい者歯科健診を特定健診と同日で実施しています。

6. 介護保険・高齢者施策

①第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引き下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

（回答：高齢介護課）

第9期介護保険料は、令和6年度以降の介護サービスの見込量等の算定に基づき決定したものです。国庫負担金引き上げによる保険料基準額の引き下げについては、国に要望していきます。

②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減すること。保険料減免制度を拡充し、当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

（回答：高齢介護課）

介護保険料の減免制度は、国の責任で財源を措置されるべきと考えており、特定の段階において介護保険料を免除することは困難です。

③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）

の拡充を国に求めるとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。

（回答：高齢介護課）

介護サービスの利用者減免制度及び介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）の拡充は、国の責任で財源を措置されるべきと考えており、介護保険制度において、所得に応じた高額介護サービス費の支給等が定められていることから、市独自の減免制度の創設は困難です。

④総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

（回答：高齢介護課）

総合事業については、効果的な自立支援を促進するため、高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防、要介護状態等の軽減に向けた取組が重要であると考えており、機能訓練等の介護サービスの効果的な提供により高齢者の自立支援を促進していきます。

ロ、総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護１～５認定者の拡大しないこと。

（回答：高齢介護課）

総合事業の対象となる要介護認定者の拡大は、現時点においては、検討していません。

ハ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来の額を保障すること。

（回答：高齢介護課）

専門職が従事する従前相当サービスについては国基準の単価となっています。

ニ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

（回答：高齢介護課）

「自立支援型地域ケア会議」は多職種が参加する中で、地域課題の共有や、地域資源の在り方等を協議する場であり、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用は行っていません。

⑤保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

（回答：高齢介護課）

介護保険法の理念に基づき、その人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要かつ適切な介護サービスの提供に努めます。

⑥介護現場の人手不足を解消するため、国に対し、全国庫負担方式による 全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

自治体独自で、介護事業所に次のような人材確保・処遇改善支援策を実施すること。

1. 独自の処遇改善手当（月〇万円を週〇時間以上勤務する従事者に職種を問わず支給）支給すること
2. 住宅確保支援手当を支給すること
3. 介護従事者のスキルアップや資格取得等の研修受講費を支援すること。介護支援専門員の更新研修等の費用を助成すること
4. 訪問介護事業所などへの自転車等移動手段支援の助成金を支給すること
5. 介護事業所の職員募集費用等の助成をおこなうこと

（回答：高齢介護課）

介護人材の処遇改善については、国の責任で財源を措置されるべきと考えており、市独自の助成金の創設は考えておりません。しかし、介護従事者の人材不足は、高齢化が進む現状において深刻な課題と認識しており、大阪府や介護サービス事業所とも課題を共有し、大阪府を通じて処遇改善について要望していきます。

⑦入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

（回答：高齢介護課）

特別養護老人ホームをはじめとする入所施設の整備については、必要数を明確にし、介護保険計画に位置付けて整備していきます。

⑧次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1, 2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

（回答：高齢介護課）

介護保険を持続可能な制度として運営していくためには、制度の状況を踏まえ、国において適宜見直しが行われることは必要であると考えています。今後も、介護保険サービスを必要とする方が適切にサービス利用を利用できる制度として運営していくことができるよう、本市としても必要に応じて働きかけを行っていきたいと考えています。

⑨高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

（回答：高齢介護課）

高齢者の熱中症対策については、高齢者のみならず周囲の見守りも重要であると認識しています。守口市老人クラブでは、ひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、安否確認などを通じて安心して暮らせる取組を行っており、本市としてもその活動を支援しているところです。電気料補助制度の導入は考えていませんが、今後とも、介護予防教室やさんあい広場、通いの場等地域の拠点を活用し民間事業者とも連携を図りつつ熱中症の予防に向け周知啓発等の効果的な取組を行っていきます。

⑩介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及内閣関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報漏洩などの危険性があるため購入しないように国に意見をあげることにしています。

（回答：高齢介護課）

介護保険被保険者証のマイナンバーカード化については、国の動向を注視してまいります。

⑪軽度難聴者の補聴器購入資金助成制度を改善し、所得制限なしで助成額 15 万円以上とすること。未実施自治体では早急に制度実施すること。大阪市のように介護予防事業への参加を条件としないこと。

（現時点では東京都港区が 60 歳以上、上限 144,900 円助成・課税の方は半額）

（回答：高齢介護課）

高齢期の生活の QOL を維持する上で、聴力は重要であると認識しており、軽度難聴者に対する補聴器購入補助の助成を独自で行っている自治体の状況を注視してまいります。

⑫新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。

（回答：健康推進課）

令和 6 年度より、新型コロナワクチンは B 類疾病の定期接種と位置付けられ、（季節性インフルエンザワクチンと同様に）接種当日 65 歳以上の市民、満 60 歳以上 65 歳未満の市民で「心臓」「じん臓」、若しくは「呼吸の機能」又は「ヒト免疫の機能」のいずれかの障がいにおいて「身体障がい者手帳 1 級」もしくは「1 級相当」の市民に対し一部公費助成を実施しています。

なお、上記対象者のうち、生活保護受給者に対しても接種費用の全額公費助成を実施しています。

⑬後期高齢者医療の医療費窓口負担の「2 割化」の影響などによる「受診控え」が起きているので、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。

（回答：障がい福祉課）

老人医療費助成制度については、今後安定的に事業を継続していくため、平成 30 年度に大阪府において福祉医療費制度の再構築が実施された際、制度廃止となりました。

市として高齢者を広く対象にした助成制度の創設は考えておりません。

⑭带状疱疹は 80 才までに 3 人に 1 人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50 歳以上の人に带状疱疹ワクチン接種が勧められており、90% 以上の発症予防率が報告されている。今年 4 月から 65 歳以上定期接種化となったが、費用負担が発生し（生ワクチン 4,000 円、不活性ワクチン 1 回 11,000

円)、高齢者にとって大変な負担となるため、独自助成を行うこと。

(回答：健康推進課)

令和7年4月1日より、带状疱疹ワクチンはB類疾病の定期接種と位置付けられ、接種当日65歳の市民、満60歳以上65歳未満の市民でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する市民、及び5年間の経過措置として5歳年齢ごと(70、75、80、85、90、95、100歳)に該当される市民を対象に、接種費用の半額相当の公費助成を実施しております。なお、上記対象者のうち、生活保護受給者に対して接種費用の全額公費助成し実施しています。

7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

①介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険の適用に係る留意事項及び運用の具体例等について」(令和5年6月30日)等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

(回答：障がい福祉課)

障がい固有のサービスについては、65歳以上の方にも支給決定をしており、それ以外のサービスについても、その方の障がい特性に応じて、必要なサービスの支給決定を行っております。

②障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定(要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないということを原則として運用すること。

(回答：障がい福祉課)

空白の期間が発生しないよう適切に対応しております。

③日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下打ち切り)は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

(回答：障がい福祉課)

65歳到達前から介護保険制度移行について、丁寧に説明を行っており、申請の強制などは行っておりません。

④介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

(回答：障がい福祉課)

65歳到達前から介護保険制度移行について、対象となる方全員に丁寧な説明を行っており、ホームページ等に掲載する予定はありません。

⑤介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること。

（回答：障がい福祉課）

障がい福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用しています。

⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること。

（回答：障がい福祉課）

65 歳到達前に障がい福祉サービスを受けておられた方については、新高額障がい福祉サービス等給付費制度があり、新たに国に創設を求めることは考えておりません。

⑦障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援 1、2 となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

（回答：障がい福祉課）

障がい福祉サービスが適切に提供できる体制を各事業所に周知しております。

⑧障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

（回答：障がい福祉課）

障がい福祉サービスについては、市町村民税非課税世帯の利用者負担額は無料となっております。

⑨2018 年 4 月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

（回答：障がい福祉課）

重度障害者医療費助成制度については、市独自での実施は考えておりません。

⑩療育手帳の新規発行・更新発行について、手続きをすれば速やかに発行すること。

（回答：障がい福祉課）

療育手帳の新規発行及び更新発行は、大阪府が行っており、申請手続きがあればできるだけ速やかに大阪府へ進達しているところです。

⑪障害支援区分の決定及び受給者証の交付は、サービスの提供に切れ目が生じないように迅速・適切に手続きをおこなうこと

（回答：障がい福祉課）

サービスの提供に切れ目が生じないよう障がい支援区分の決定や受給者証の発行に努めているところです。

8. 生活保護

①コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が減少している自治体が多々ある。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

（回答：生活福祉課）

申請の段階で「扶養照会」を求めることはなく、国が示す処理基準等に基づき、適正に実施しています。

相談者に申請意思を確認し、申請の意思を表明された場合は申請を受理しています。

②大阪府および市町村で実施された「令和5年度子どもの生活実態調査」においても困窮度Ⅰ世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。

（回答：生活福祉課）

市ホームページで、生活保護制度の仕組みや、相談から申請までの案内をしています。今後もわかりやすく情報発信できるよう努めてまいります。

③ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。DVや精神疾患、精神障害、発達障害等についても研修を行いケースワーカーや受付面接員の言動によって二次被害を引き起こさないこと。

（回答：生活福祉課）

本市では、平成16年度以降、社会福祉士や精神保健福祉士等の有資格者を配置し、本制度の適正運営に努めています。

また、ケースワーク業務に従事する職員が利用者の立場に立ち相談援助を行えるよう所内研修を実施しています。さらには、所外の研修にも積極的に参加するよう努めています。

④保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳を誰が読んでもわかるものとする

こと。

（回答：生活福祉課）

保護費の決定通知書には、支給額だけでなく、内訳として扶助費ごとに記載し、分かり易くしています。

⑤シングルマザーで独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問に必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。

（回答：生活福祉課）

担当ケースワーカーは、被保護者の居住地区により決定しています。

家庭訪問については、複数人で行うなど訪問世帯の状況に応じた対応を行っています。

なお、シングルマザーや独身女性の被保護者の担当ケースワーカーが女性でない場合であっても、直

ちに人権侵害にあたるとは考えておりません。

⑥自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）

（回答：生活福祉課）

生活保護制度の内容を丁寧に説明した「保護のしおり」を作成し、面接相談時に活用しています。

「保護のしおり」と申請書は、常時配架はしていませんが、申し出ていただいた際や保護が必要と思われる方に対しては、申請書と併せて「保護のしおり」をお渡しして、制度の説明を行っています。

⑦警察官 0B の配置はやめること、尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

（回答：生活福祉課）

警察官 0B は、暴力団員をはじめとする不正受給の防止や、貧困ビジネス等による生活保護受給者の被害防止を目的として配置しており、また、「適正化」ホットライン等については、支援を要する人の発見の目的もあり設置していますので、生活保護制度の適正実施に資するため今後も必要と考えています。

⑧物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。

（回答：生活福祉課）

生活保護基準は、国において、定期的に検証され、その基準に基づき適正に取り扱うべきものと考えています。

⑨住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと

（回答：生活福祉課）

厚生労働省通知に基づく経過措置や特別基準の設定は、国が示す要件を満たす世帯については、個々の世帯の個別具体の事情を踏まえた上で、適正に取り扱ってまいります。

⑩医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

（回答：生活福祉課）

生活保護法の法令等に基づいて適正に実施してまいりますので、そのような求めは行いません。

⑪生活保護利用者の検診については、受診券を送付するか、生活保護受給者証明書を持って行けば簡単に検診が受けられるよう手続きを簡素化すること。

（回答：生活福祉課）

医療券の発行については、生活保護法の中の医療扶助の制度に基づいており、医療券は医療扶助を受けるための具体的な手段（証明書的一种）として運用しています。そのため、生活保護受給者証明書のみで検診を受けられるようにはできません。また、医療機関等からの医療券の発行依頼については医療券の送付等を行っています。

⑫国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを期に要望すること。
（回答：生活福祉課）

生活保護利用者が大学に進学した場合に、世帯分離となり保護の対象から外れることになり自力で就学せざるを得なくなることから、自立するまでの間は保護の対象となるように、近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会を通じて、国へ要望しています。

9. 防災関係

①災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。

（回答：教育総務課）

本市では、教育環境の向上及び避難所環境の向上のため、令和5年度に市立小・中学校及び義務教育学校の体育館に空調設備を設置しました。

また、令和2年度までに全ての市立学校において、洋式化を伴うトイレ改良工事を完了しています。

（回答：コミュニティ推進課）

現在、老朽化したコミュニティセンターの建替え、改修を順次進めているところです。その際には、体育室への空調の設置、トイレの洋式化を行っております。

②能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準（被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準）に照らし避難計画を見直すこと。

（回答：危機管理室）

国や府のガイドラインに基づき、避難所運営マニュアル等を適宜見直しているところです。

③高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

（回答：危機管理室）

高層住宅や戸建て住宅並びに賃貸住宅等にお住まいになられるのは、居住する方のご意思であると認識しています。このことから、高層住宅にお住まいの方に対しての特別な支援や住宅管理者への指導・啓発活動は実施できませんが、大規模災害時にはライフラインが途絶し、特に高層階の居住者が孤立することも想定されます。このような災害が発生した場合は、市が指定する避難所に速やかに避難していただくよう啓蒙してまいります。

④このところ各地で頻発している上下水道の老朽化による事故も踏まえ、上水道・下水道における法定耐用年数を超えているものの割合と、今後の対応についての計画を明らかにされたい。

（回答：下水道課）

標準耐用年数の 50 年を経過している下水道管渠は、全体の約 3 割となっています。

今後の対応につきましては、下水道ストックマネジメント計画に基づき、適切に維持管理に努めてまいります。

（回答：水道局経営総務課）

法定耐用年数を超えている水道管路の割合については、令和 6 年度末時点で約 46%となっております。

今後の対応については、点検等により管路の維持管理を適切に行い、法定耐用年数を超過した管路については、優先順位等を定め更新する計画としています。